

緑の広域計画 参考事例集

国土交通省 都市局 都市環境課
令和7年5月

内容	事例紹介する都道府県等	ページ
1. はじめに	—	2
2. 計画の構成	青森県・愛知県	6
3. 目標と指標	神奈川県・三重県	7
4. 緑地の保全及び緑化の推進の方針	三重県・沖縄県	8
5. 緑地の配置方針	青森県・東京都・大阪府	9
6. 施策（全般）	青森県・愛知県	11
7. 施策（都道府県の設置に係る都市公園）	東京都・大阪府	12
8. 緑地保全地域・特別緑地保全地区	—	13
9. 計画策定の検討体制	青森県	14
10. 関連計画との法律上の関係	—	15

都道府県においては、これまで通達等に基づき策定された「都道府県広域緑地計画」（参考 1, 2）がありましたが、法律に基づく計画制度はありませんでした。令和 6 年の都市緑地法（以下「法」という。）改正により、国が「緑の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、都道府県が基本方針に基づき「緑の広域計画」（以下「広域計画」という。）を策定できることになり、市町村における「緑の基本計画」は基本方針に基づくとともに広域計画を勘案することになりました。これにより、国・都道府県・市町村の各主体の役割分担と連携により、総合的かつ計画的に緑地の保全及び緑化の推進に取り組んでいくことになりました。

基本方針においては、都道府県は広域計画を策定して、特別緑地保全地区や緑地保全地域等の制度の活用による広域的な緑地の保全、広域的な緑地のネットワークの形成、都道府県による都市公園の整備及び管理など、都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示すことが重要であるとしています。（参考 3）

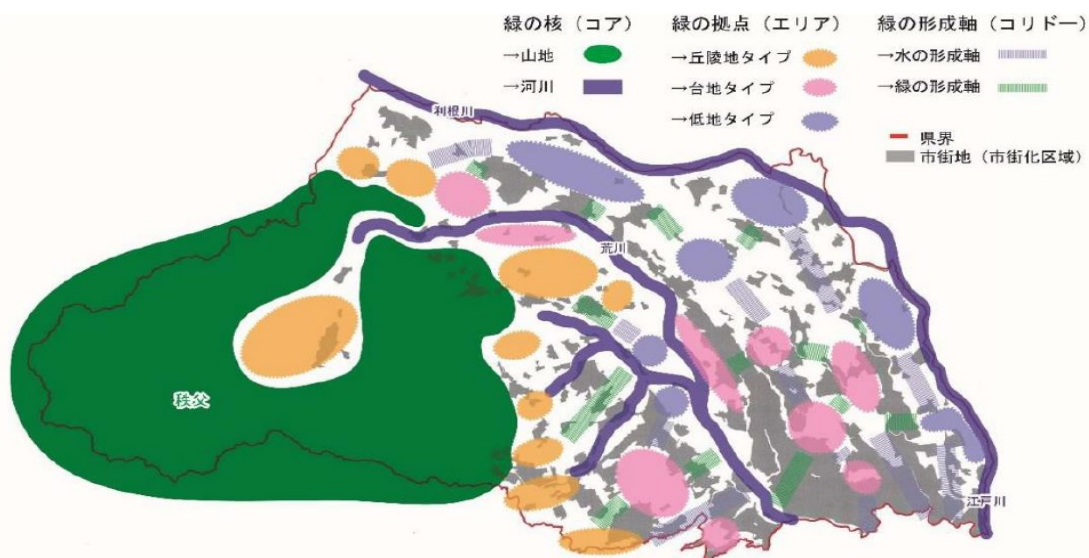
広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとされています（法第 3 条の 3 第 2 項）。

1. 緑地の保全及び緑化の目標
2. 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
3. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
4. 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
5. 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準
6. 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

※基本方針において、1 ～ 3 は広域計画の基本的な事項として定めることが望ましいとしています。

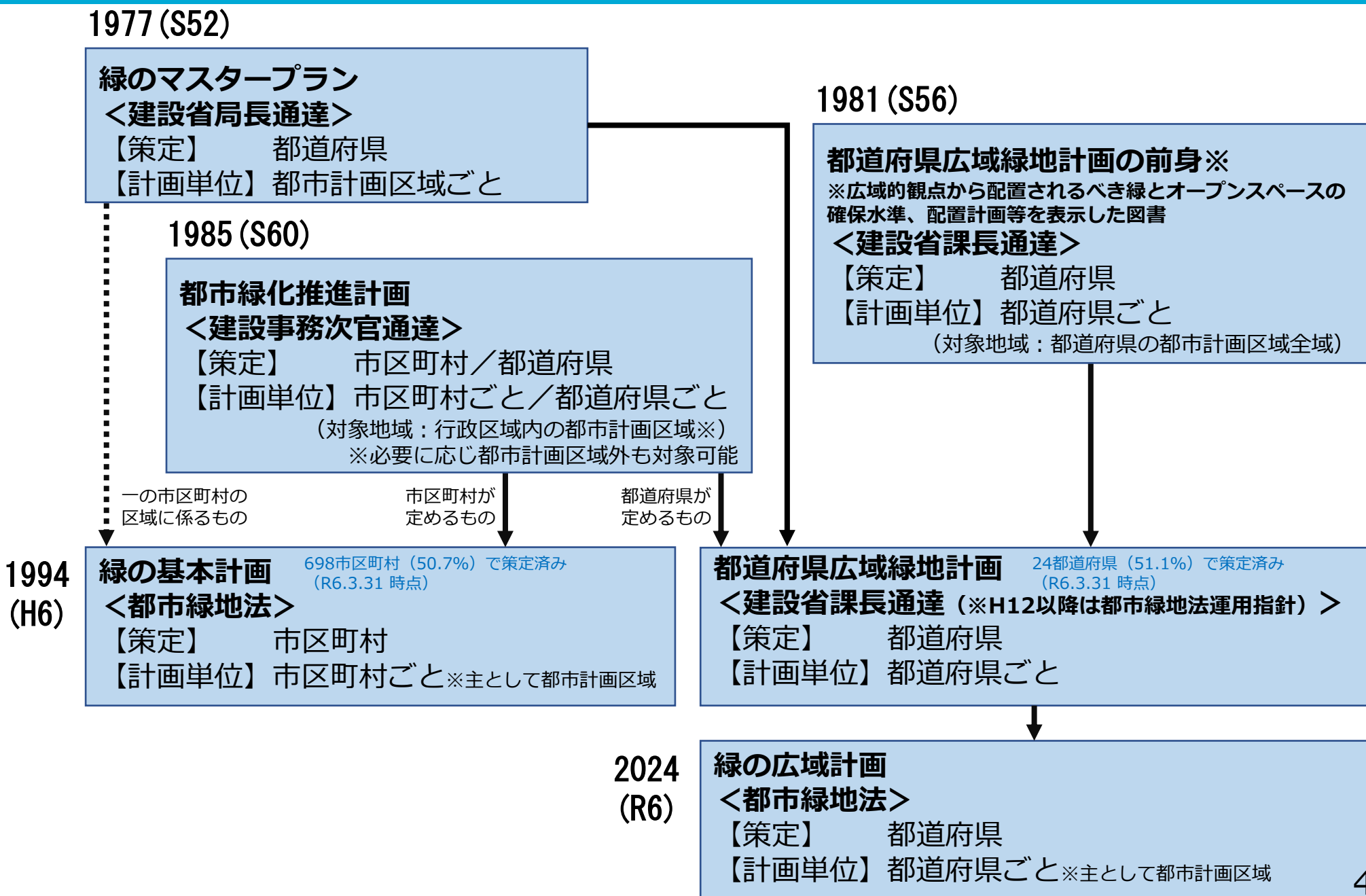
現時点で広域計画として策定されたものではありませんが、本事例集は、基本方針における広域計画に関する記載事項とあわせて、広域計画の検討に当たって参考となりうる各種の都道府県の既存計画等の事例を紹介するものです。

・全国で24の都道府県において計画を策定 (令和6年3月31日現在)



(第3次 埼玉県広域緑地計画)

都道府県名	計画名	策定年度
北海道	北海道みどりの基本方針	H30
青森県	豊かなみどりでつづる・青い森 青森県広域緑地計画	R5
宮城県	みどりの文化の創造計画	H4
秋田県	秋田県広域緑地計画	H9
山形県	山形県広域緑地計画	H9
埼玉県	第3次埼玉県広域緑地計画	R3
千葉県	千葉県公園緑地の将来像	H9
東京都	緑の東京計画・みどりの新戦略ガイドライン	H17
	緑確保の総合的な方針 (改定版)	R2
	都市計画公園・緑地の整備方針 (改定版)	R2
神奈川県	かながわ生物多様性計画 2024-2030	R5
新潟県	新潟県緑花推進計画	H18
石川県	石川県広域緑地計画	H11
福井県	福井県広域緑地計画 (ふくい緑のグランドデザイン)	H8
岐阜県	岐阜県みどりの計画	H13
静岡県	静岡県広域緑地計画	H7
愛知県	愛知県広域緑地計画	H30
三重県	三重県広域緑地計画	H23
滋賀県	滋賀県広域緑地計画	H10
京都府	京都府広域緑地計画	H13
大阪府	みどりの大阪推進計画	H21
兵庫県	ひょうご花緑創造プラン	H28
奈良県	奈良県広域緑地計画	H9
徳島県	徳島県東部都市計画区域緑のマスタープラン計画書	H7
宮崎県	宮崎県広域緑地計画	H11
沖縄県	沖縄県広域緑地計画	H29
合計	24	



1 緑地の保全及び緑化の目標

- 郊外部も含め広域的な見地から目標を設定
- 基本方針の緑被率、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等の目標を踏まえ、都道府県の実情に応じた適切な目標等を設定

2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

- 都道府県における都市緑地政策の理念やネットワーク形成の観点から広域的・骨格的な緑地の配置の方針を定める
- 広域的な課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、各種事業と相互に連携できるように都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を設定

3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

- 広域的な見地から目標を実現するため、水と緑のネットワーク形成や生物多様性の確保、防災・減災等に資する都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区の指定・拡大、公共公益施設や民有地の緑化の支援、普及啓発・環境教育、民間企業やNPO法人、住民等の多様な主体との連携等に関する施策の展開方策について定める
- 市町村との連携が重要であることから、市町村における基本計画の検討や充実の参考となる観点や施策の具体例等についても定める

4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

- 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等を定める
- 民間活力により都市公園の質の向上と公園利用者の利便の向上を図る観点から、官民連携の方針についても定める

5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準

- 町村の区域内の緑地保全地域における行為の規制又は措置の基準について、緑地の実情に応じて個別に定める

6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項

- 土地の買入れについて都道府県と市町村の役割分担を定めるとともに、買入れた土地の管理の方針を定める

7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項

- 広域計画の策定に当たって幅広い意見を踏まえた議論をするともに、策定した広域計画や施策の進捗状況について分かりやすい形で積極的に公表し、周知を図る

- 広域計画の内容としては、都市緑地法第3条の3第2項においておおむね定める事項（目標、方針、施策等）を示している。また、地域の実情に応じて、その他の事項についても積極的に定め、計画の充実を図ることが望ましいとされている。
- 既存の広域緑地計画等においては、現状・課題、目標・方針、実現のための施策、計画の進行管理、その他の項目により構成されている。

緑の基本計画の方向性が大項目に位置づけられる事例

愛知県広域緑地計画	
はじめに	4. 計画の理念
1. 愛知県広域緑地計画の背景と目的	5. 計画の基本方針
1. 1 計画改訂の背景 1. 2 計画の目的 1. 3 計画の期間・対象区域 1. 4 広域的な緑地の配置図 1. 5 計画の位置づけ 1. 6 本計画の構成	5. 1 緑づくりの基礎 5. 2 緑の機能 5. 3 3つの緑の基本方針
2. 本県の緑を取り巻く状況	6. 施策・将来目標
2. 1 本県の緑の変遷 2. 2 視点別の社会情勢の変化 2. 3 県民の緑に対する意識 2. 4 緑に関する法制度の動向 2. 5 本県の緑地の保全・創出の取組	6. 1 将来目標の設定について 6. 2 「健全で良質な緑」に関する施策 6. 3 「いのちを守る緑」に関する施策・将来目標 6. 4 「暮らしの質を高める緑」に関する施策・将来目標 6. 5 「交流を生み出す緑」に関する施策・将来目標 6. 6 施策一覧
3. 新たな時代に向けた本県の緑に関する課題の整理	7. 市町村における取組の方向性
3. 1 本県の緑に関する課題を捉える5つの視点 3. 2 5つの視点から整理した緑の課題	7. 1 緑の基本計画の活用について 7. 2 市町村における緑の基本計画の検討について
	8. 計画の実現に向けて

地域ごとの方向性が大項目に位置づけられる事例

豊かなみどりでつづる・青い森青森県広域緑地計画	
序章	第4章 流域別にみるみどりの方向性
第1章 青森県のみどりの現況と課題	1 岩木川水系地域 2 馬淵川水系地域 3 高瀬川水系地域 4 東青流域地域 5 北三八流域地域 6 南三八流域地域 7 北西北流域地域 8 南西北流域地域 9 北上北流域地域 10 南上北流域地域 11 下北流域地域
第2章 基本理念・基本方針	第5章 みどりの施策展開
1 基本理念 2 基本方針 3 持続可能な県土の形成に向けたみどりの県土づくりの視点 4 みどりの取組推進のための役割分担 5 豊かなみどりでつづる・青い森の実現に向けて	1 豊かな生活を実現するみどり 2 にぎわいと活力を創出するみどり 3 環境との共生を育むみどり
第3章 広域的にみるみどりの方向性	第6章 計画の推進
1 広域的な視点を持つ意義 2 広域的視点から保全・活用が重要な緑地	1 計画の進行管理 2 県庁内連携の促進 3 モニタリング指標

- 広域計画においては、郊外部も含め広域的な見地から目標を設定することが望ましいとされている。
- 既存の広域緑地計画等においては、緑地政策の方向性や地域特性等に応じて緑地の保全及び緑化の目標を定め、計画の達成度を測る指標を設けている事例がある。

1 緑地の保全及び緑化の目標（基本方針抜粋）

広域計画においては、郊外部も含め広域的な見地から目標を設定することとし、具体的には、本基本方針－2で示した緑被率、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等の目標を踏まえ、都道府県の実情に応じた適切な目標と関連する指標を設定することが望ましい。その際、グリーンインフラの観点から、緑地の多様な機能に着目し、雨水流出抑制・浸水軽減、生物多様性の確保など、具体的な広域的な課題の解決に向けた目標も設定することが望ましい。

また、都道府県の緑地の現状や課題、緑地に対するニーズ等に応じた緑地の保全及び緑化を推進するため、本基本方針－2で示した目標以外の目標についても必要に応じて検討することが望ましい。

県全体と圏域ごとに目標値を設定している事例（三重県）

- みどりの骨格等保全を測る指標として、各圏域全体の緑地率の目標水準を設定。
- 土地利用種別からは判断できない身近なみどりの保全・創出状況を測る指標として、用途地域における緑地率の目標水準を設定。

表 4.6 各圏域全体の緑地率(%)の目標水準

	県全体	北勢圏域	中南勢圏域	伊勢志摩圏域	伊賀圏域	東紀州圏域
現行計画策定時 (平成9年度(1997年度))	88.6 (85.2)	75.4 (69.3)	91.1 (88.1)	90.7 (88.1)	88.2 (85.2)	96.6 (94.6)
現状値 (平成18年度(2006年度))	86.9 (83.9)	71.8 (66.3)	90.1 (87.6)	89.9 (87.5)	85.4 (82.8)	95.9 (93.9)
目標水準 (平成32年度(2020年度))	現状維持以上					

※国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ（国土交通省）の土地利用種別のうち、田、その他の農用地、森林、水域（海浜、河川池及び湖沼）を緑地として整理。下段の（ ）内数値は水域を除いた値。

表 4.7 用途地域における緑地率(%)の目標水準

項 目		県全体	北勢圏域	中南勢圏域	伊勢志摩圏域	伊賀圏域	東紀州圏域
現 況	A. 用途地域の面積 (ha)	30,811	17,917	7,230	2,965	2,627	72
	B. 緑地面積 (ha)	5,589	2,755	1,260	897	651	26
	(参考：開放水域を除く)	(5,106)	(2,525)	(1,128)	(801)	(626)	(26)
	C. 緑地率 (%)	18.1	15.4	17.4	30.3	24.8	36.2
目 標 水 準	(参考：開放水域を除く)	(16.6)	(14.3)	(15.9)	(27.9)	(24.0)	(36.2)
	D. 緑地率目標水準 (%)	21.9	20.0	20.0	現状維持	30.0	現状維持
	E. 目標水準に不足する緑地面積 (ha) A×(D-C)/100	—	824	188	—	137	—

※現況値は自然環境保全基礎調査及び都市計画基礎調査データにより計測した用途地域面積、緑地面積、緑地率。緑地面積には開放水域を含む。
(三重県広域緑地計画)

KPIと個別指標で目標の達成状況を測る事例（神奈川県）

- 計画の目標は、1 地域の特性に応じた生物多様性の保全、2 生物多様性の理解と保全行動の促進。
- 計画の達成度と生物多様性に関する状況変化を把握するため、
 - ・2つの目標の達成度合いを示す指標（KPI）
 - ・計画の推進に伴う状況変化を把握する個別指標を設定。

【KPI1】

県内の陸域及び内陸水域における生物多様性の保全が図られている面積の割合

現状値 (2022年)	32.13% (77,643ha)
目標値 (2030年)	32.20% (77,800ha)

【KPI2】

生物多様性の保全につながる活動を実施している人の割合

現状値 (2022年)	48.8%
目標値 (2030年)	60.0%

区分	個別指標
地域の特性に応じた生物多様性の保全	1 自然共生サイトの認定数
	2 水源の森林づくり事業で行った森林整備の延べ面積（累計）
	3 丹沢山地における林床植生の状況
	4 野生鳥獣（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ）による農作物被害額
	5 県内で侵入が確認された特定外来生物の種数
	6 里地里山認定協定活動の面積
	7 河川の水質環境基準（BOD）の達成率
	8 湖沼及び海域の水質環境基準（COD）の達成率
	9 地域戦略を策定した県内の市町村の割合
生物多様性の理解と保全行動の促進	10 生物多様性の言葉の認知度
	11 生物多様性情報サイトのアクセス数
	12 里地里山の保全活動に取り組んだ人数
	13 小網代の森の年間利用者数
	14 県が実施する研修会、観察会等の参加人数

- 広域計画においては、広域的・骨格的な緑地の配置の方針を定めることが望ましいとされている。
- 既存の広域緑地計画等では、計画の理念を明確にし、その理念に沿った基本方針を定めている事例が多い。また、緑地の配置の方針として広域的な緑地のネットワークをイメージ図で示している事例や、重点的に保全すべき緑地を複数の視点から評価・抽出し、具体的に図示している事例がある。

2 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項（基本方針抜粋）

広域計画においては、緑地を特性に応じて系統的に配置し、適正に管理していくため、都道府県における都市緑地政策の理念やネットワーク形成の観点から広域的・骨格的な緑地の配置の方針を定めることが望ましい。

都市の緑地には、広域的な見地から設置される都市公園、複数の市町村にまたがる河川敷緑地、あるいは大規模な特別緑地保全地区や風致地区など、一つの市町村の区域を超えた広域的観点からその配置を検討しなければならないものがある。これらは、市町村が基本計画を策定するに当たっての前提条件となるものであることから、広域計画においてその配置や保全の考え方を明確にしておくことが望ましい。

広域計画の実行に当たっては、地域住民や官民の関係主体、さらには行政内の様々な部局との情報交換・分担・連携が重要であるため、広域的な課題に対して緑地が果たす役割を示しつつ、流域治水など各種事業と相互に連携できるように都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針等を定めることが望ましい。

また、都市の緑地をグリーンインフラとして効果的に活用する方針の検討にあたっては、生態系ネットワークの形成、流域治水や健全な水循環の確保等の施策の検討に必要な生物情報、地形・地質・土壌情報、水関連情報等の科学的データについても収集し、検討した方針を広域計画に反映するとともに、収集したデータについては、市町村の基本計画との整合及び広域的なネットワーク形成の観点から、関係市町村にも共有することが望ましい。

さらに、質・量両面での緑地の確保を図るためには、マネジメントの視点も重要であり、中間支援組織の活用も含め、民間企業やNPO法人、住民等と連携した緑地の管理・運営の方針についても定めることが望ましい。

計画の理念を明確にし、その理念に沿った基本方針を定めている事例

三重県広域緑地計画

基本理念

みどりを守り・みどりをつくり・みどりを育み、みんなで支える美しい県土

基本方針

- ・県土の骨格となるみどりと市街地外縁のみどりを保全する
- ・地域の歴史・文化を継承するみどりの保全と再生により、個性ある身近なみどりを保全・創出する
- ・市街地内の緑化を推進し、美しいまち並み景観の形成や憩いと潤いのある身近なみどりを創出する
- ・安全・安心な都市づくりに寄与するみどりを創出する
- ・多様な主体によるみどりの保全・創出とマネジメントによるみどりの機能向上を図る

沖縄県広域緑地計画

計画の基本理念

世界に誇れる、みどりあふれ潤いある県土の形成を目指して

基本方針

- ① 沖縄の風土に根差したみどりを守り活かしていく
- ② 地域の特性に応じたみどりの水準を確保していく
- ③ 多様なみどりによる沖縄らしい地域づくりを進める
- ④ 圏域ごとのみどりのつながりと仕組みづくりを図る

5. 緑地の配置方針①

みどりのネットワーク図と配置方針（大阪府）

- 骨格となるみどり（周辺山系、臨海部、主要道路、主要河川、大規模公園等）をつなげること、骨格のみどりに厚みと広がりを持たせてネットワークの充実を図ること、公共空間や民有地における多様なみどりをつなぐことについて、みどりのネットワーク図と配置方針で提示。

骨格となるみどりをつなげる

周辺山系、臨海部、大阪中央環状線、主要河川（猪名川、淀川、大和川、石川）、府営公園等の大規模公園をはじめとした府域の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出します。生物多様性保全につながる生き物の道（エコロジカルネットワーク）の視点も活かします。

骨格を厚く広くする

骨格となるみどりの拠点や軸の充実に加え、骨格周辺の多様な主体によるみどりづくりと連携し、骨格のみどりに厚みと広がりを持たせ、ネットワークの充実を図ります。

多様な主体や活動との連携によるみどりづくり



海と山をつなぐ

みどりの風の軸を作る

大阪府域の地形を活かし、海と山をつなぐみどりの風の軸の創出を目指します。

公共空間や民有地における多様なみどりをつなぐ

市街地に網目状に広がる道路や中小河川、点在する公園などの都市施設や学校、病院などの公共施設のみどりを充実させるとともに、多様な分野との連携により、樹林地・農空間などの保全、工場や商業施設、壁面・屋上などの民有地のみどりの充実を図り、互いに結びつけていくことにより、きめ細やかな広がりのあるみどりを形成します。

公共施設



屋上緑化



骨格となるみどり

緑地	周辺山系・丘陵地
河川	主要河川
線状緑地	大阪中央環状線
点状緑地	府営公園などの大規模公園
点状緑地	その他の主要な緑地（面積30ha以上）
点状緑地	臨海部
点状緑地	緑地計画の府営公園
点状緑地	府立自然公園

骨格に準ずるみどり

線状緑地	中小河川
線状緑地	主要道路
線状緑地	鉄道
線状緑地	商業地・住宅地に準ずる緑地
線状緑地	農地・森林に準ずる緑地
線状緑地	大・中・小規模の公園
線状緑地	大・中・小規模の公園
線状緑地	大・中・小規模の公園

（みどりの大阪推進計画）

広域的な視点からの保全・活用が重要となる緑地を評価・抽出（青森県）

- 県として広域的な視点から、「流域治水」、「観光振興」、「生物多様性」の3つの機能で評価し、特に保全・活用が重要な緑地を抽出。
- 市町村や県民、事業者、活動団体が共有し、同じ方向を向いて取組を展開していくための基礎資料となる図として提供。

3つの基本方針に基づく緑地の機能の評価

今後、基本方針に基づき保全・活用策を検討、実施していく上で、広域的な視点からの保全・活用が重要となる緑地を評価

雨水貯留・浸透機能を評価

観光振興面を評価

生物多様性のポテンシャルを評価

総合評価

各方針の評価結果を組み合わせ、特に保全・活用が重要な緑地を把握

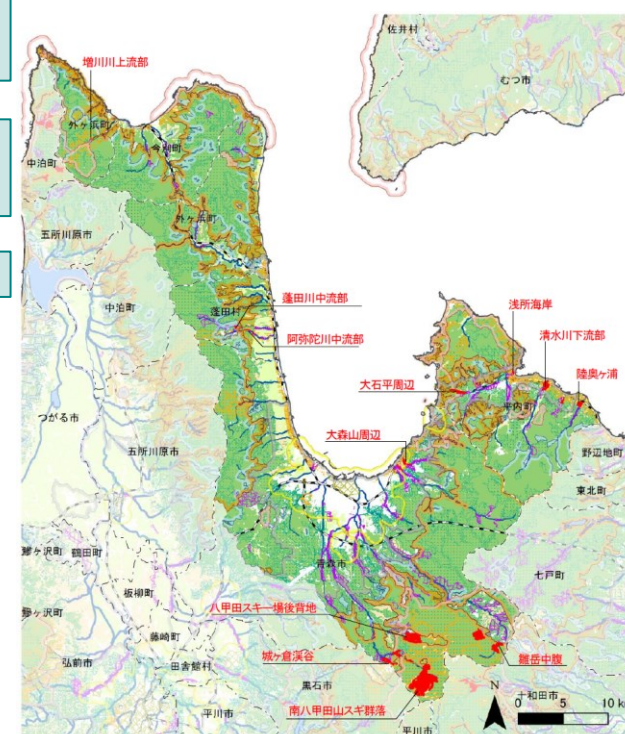
関係主体との評価結果の共有

県全域での評価結果



図 特に保全・活用が重要な緑地

流域単位での評価結果



保全・活用が重要な緑地
特に保全・活用が重要な緑地
雨水流出抑制機能の発揮効果が高い緑地
県土全体の観光振興につながる緑地
生物多様性確保のため保全が重要な緑地
市街化区域・居住誘導区域から1km圏内

（参考）

都市計画区域
自然公園等
国有林
保安林
田
その他農用地
森林

緑を系統的に分類し、確保する緑地を担保性に応じて明示（東京都）

- 減少傾向にある民有地の既存の緑を、まちづくりの取組の中で計画的に確保するため、東京都と区市町村は「緑確保の総合的な方針」を平成22年5月に策定し、令和2年に改定。緑を系統に分類し、計画期間中に確保することが望ましい緑の箇所・面積のリストを提示、図示。
- 具体的には、既存の緑を守るための「担保性」をその度合いに応じて、「水準1」から「水準3」まで設定し、「確保地」を提示。また、担保を目指す、確保水準までに至らないものとして「確保候補地」という考え方を導入。水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたもので、緑の価値を示したものではない。
- 平成22年に確保地約305haを公表、平成28年に確保地約134haを追加。確保地約439haのうち、平成31年までに約315haを確保（約72%）。

<確保値の水準と確保候補地>

◆確保地：令和11年度までに以下のいずれかの水準により確保するもの

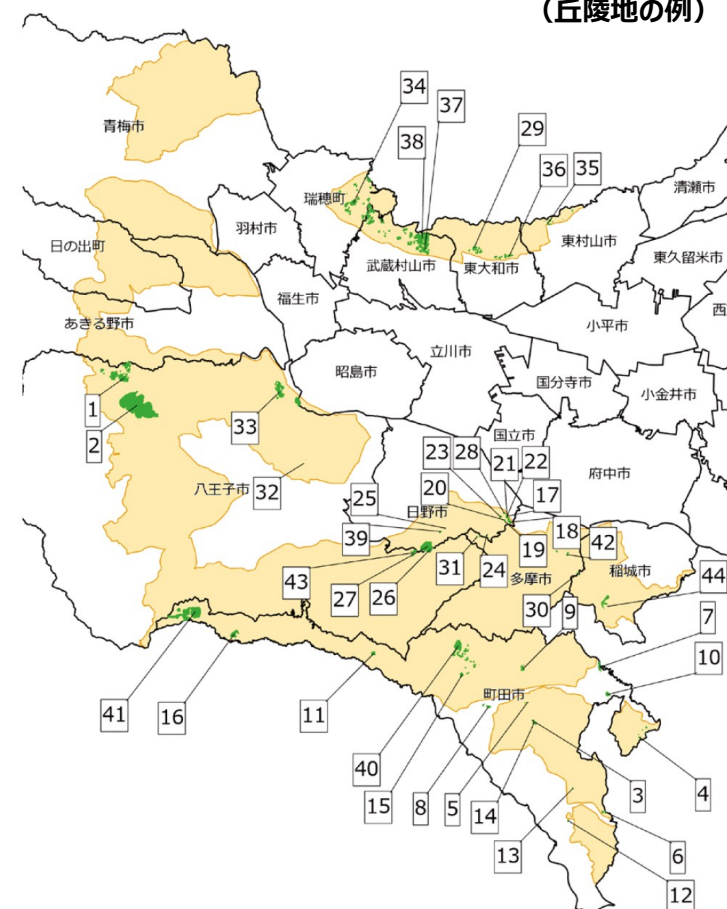
- ・水準1：緑地の買収又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの
【制度例】特別緑地保全地区、都市計画公園・緑地事業
- ・水準2：法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの
【制度例】地区計画、借地公園
- ・水準3：行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの
【制度例】保存樹林、各自治体独自の条例等による制度
- ・特定生産緑地：特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地（生産緑地）

◆確保候補地：計画期間にとらわれず、保全を目指して<水準1>から<水準3>のいずれかに上げていく考えのあるもの

緑の系統図



<水準1>から<水準3>までのいずれかを確保するもの（丘陵地の例）



- 広域計画においては、広域的な見地から目標を実現するため、都市公園の整備・管理、緑地保全・緑化推進に関する各施策を定めるとともに、市町村との連携の観点から、市町村における施策の具体例等を定めることが望ましいとされている。
- 既存の広域緑地計画等においては、緑の基本計画策定の方向性を示す形で都道府県と市町村が連携して取り組むことを示している事例がある。

3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（基本方針抜粋）

広域計画においては、広域的な見地から目標を実現するため、水と緑のネットワーク形成や生物多様性の確保、防災・減災等に資する都市公園の整備・管理、緑地保全地域の指定、特別緑地保全地区の指定・拡大、公共公益施設や民有地の緑化の支援、緑地の保全及び緑化の推進のための普及啓発・環境教育、都市緑化基金の活用、民間企業やNPO法人、住民等の多様な主体との連携・協働を促進する仕組みの構築、流域治水等の関連施策との連携等に関する施策の展開方策について定めることが望ましい。

また、各施策を効率的・効果的に推進し、都市の緑地の質・量両面の充実を図るためには市町村との連携が重要であることから、市町村における基本計画の検討や充実の参考となる観点や施策の具体例等についても定めることが望ましい。

市町村における取組の方向性の明示（愛知県）

- 緑の基本計画の策定（改訂）の参考としてもらうべく、緑の基本計画の概ねの構成要素として考えられる「緑の配置方針」と「施策検討」に関する取組例等を記載。

市町村における取組の方向性

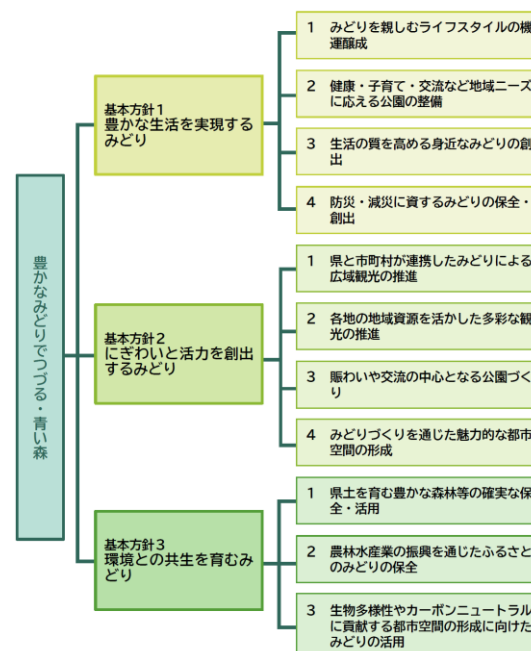
緑の配置方針	取組01 生物多様性の確保に向けた水と緑のネットワーク 取組02 将来都市構造の構築と連動した緑の配置
施策検討	（１）総合的な取組について 取組03 地域特性に応じた植栽・管理 取組04 防災系統緑地の充実による災害対応 （２）都市公園等の整備及び管理について 取組05 官民連携による公園等の整備及び管理の推進 取組06 多様な主体による公園緑地のマネジメントの促進 取組07 計画的な公園施設の老朽化対策 取組08 公園のストック再編の検討 （３）都市公園以外の施設緑地について 取組09 市民緑地の活用による緑化推進 取組10 地域特性に応じた市民農園の検討 取組11 街路樹等の適切な維持管理 （４）地域制緑地の保全等について 取組12 特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑地の保全 取組13 都市農地の保全 取組14 多自然川づくりの検討 （５）民有地を含めた緑化・保全について 取組15 民有地緑化の推進 取組16 緑の環境学習の推進 取組17 多様な主体の参画による緑のまちづくりの推進 取組18 緑化重点地区の指定 取組19 緑化地域の指定による緑化推進 取組20 保全配慮地区等を活用した緑の継承

（愛知県広域緑地計画）

市町村と連携しつつ取り組む施策の明示（青森県）

- 基本方針に基づき、県と市町村が取り組む施策を定める。
- 市町村は、緑の基本計画をはじめ各地域の状況に応じたみどりの施策を立案し、本計画と連携を図りながら、取組を進める。

基本方針に基づき、県と市町村が取り組む施策



（青森県広域緑地計画）

7. 施策（都道府県の設置に係る都市公園）

- 広域計画においては、都市公園の多機能性のポテンシャルを更に発揮するため、都道府県の設置に係る都市公園の整備・管理の方針、配置計画、具体的な整備・管理の内容を定めることが考えられるとされている。
- 既存の広域緑地計画等においては、都道府県の設置に係る都市公園について別計画として定められている事例が多く、参考として例示するが、これらの基本的な方針等を広域計画の一部として定めることが考えられる。

4 都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項（基本方針抜粋）

都市公園は、気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上等に向け、地域の課題や公園の特性に応じ、その多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められている。

広域計画においては、上記を踏まえて、都道府県の設置に係る都市公園の整備及び管理の方針、配置計画、具体的な整備及び管理の内容等を定めることが考えられる。

都市公園の整備の方針については、例えば広域的な水と緑のネットワークの形成や生物多様性の確保の拠点となる都市公園の整備の方針、災害時に広域避難地や広域防災拠点等となる都市公園の確保や都市公園間や緑地とのネットワーク化の推進等を定めることが考えられる。

都市公園の管理の方針については、都市公園の特性に応じた管理の方針や公園施設の老朽化対策の方針等を記載することが考えられる。具体的には、Well-beingの向上に向けた都市公園の多機能性の発揮に資する管理、生態系ネットワークの向上に資する管理、民間企業やNPO法人、住民など多様な担い手との協働による管理や、公園施設の集約・再編等を含めた公園施設長寿命化計画に基づく管理等の方針並びに、都市公園のマネジメント計画の策定と当該計画に基づき管理を行う旨について記載することが考えられる。

また、公園の一層の利活用の推進に向けて、民間活力により都市公園の質の向上と公園利用者の利便の向上を図る観点から、公園施設の公募設置管理制度やPFI制度、公園をしなやかに使いこなす仕組みとしての協議会制度の活用の方針など、都市公園における官民連携の方針についても定めることが望ましい。

目指す2040年代の都立公園の姿、重点的な取組の設定（東京都）

- 「みどり」、「まち」、「ひと」の3つの観点から、目指す2040年代の都立公園の姿を示すとともに、その実現に向けて今後10年間で取り組むべき重点事項を設定。

「豊かな緑を育み、次世代へとつなぐ公園」

①緑の骨格を形成する

東京の緑の中心的な役割を担い、水と緑のネットワークを形成する都市のまとまった緑を確保していく。

②生物多様性を保全・回復し、自然の大切さを伝える

多様な生物が関わりあう生態系からの恩恵に支えられ、将来にわたり生態系サービスを楽しめる、自然と共生する環境を確保していく。

③グリーンインフラとして機能を発揮し、災害等から都民を守る

自然が有する多様な機能を生かして、発災時対応など防災・減災の機能を高め、環境問題等への対応も図り、持続可能な都市を形成していく。

「東京の活力と魅力を高め、まちづくりの核になる公園」

①地域とともに賑わいを創出し、まちの価値を高める

公園がまちの中心となって、地域の暮らしを豊かにし、様々な主体が関わる場を創出するなど、都市の活力を生み出していく。

②まちの歴史や文化を継承する

文化財園や歴史を伝える公園等の都立公園が培ってきた歴史や文化は、かけがえのない財産となる都民の誇りであり、将来にわたり確実に継承していく。

③国内外の人々を惹きつける観光拠点を形成する

公園の持つ魅力を生かし、国内観光やインバウンドの需要を喚起し、多くの人々を惹きつけていく。

「都民一人ひとりのウェルビーイングに貢献する公園」

①都民が主役となり、多様なライフスタイルに柔軟に応える

幅広い年代が心身の健康を保ち、心豊かに人生を謳歌できる多様なニーズに応え、生き生きと暮らせる環境を創出していく。

②共に支え合うインクルーシブな環境を創出する

包摂的に溢れる社会に向け、人に寄り添い、様々な人々が共に暮らし多様性に富むダイバーシティ都市の形成に寄与していく。

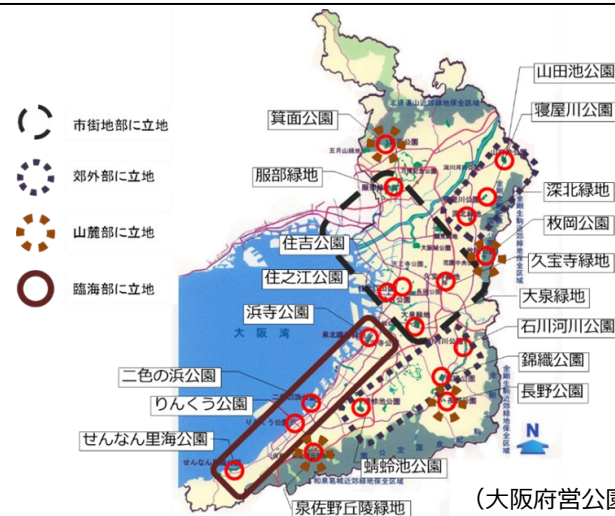
③安心して心地よく過ごせる場を提供する

安全で安心して利用できる空間の創出や施設を提供すると共に、感染症など様々な状況にも対応して、快適なゆとりある暮らしに繋げていく。

デジタル技術の活用（DX）
多様な主体との連携

立地特性に応じた府営公園の整備・活用（大阪府）

- 「みどりの大阪推進計画」を上位計画として、府営公園マスタープランを策定。
- 各公園の立地特性（市街地部、郊外部、山麓部、臨海部）などを踏まえ、府営公園毎の特色を活かして整備・活用等を推進する方針を設定。



- 広域計画においては、町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準、特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項を定めることが考えられるとされている。
- 既存の広域緑地計画等における事例はないが、今後制度を積極的に運用し、広域計画に位置づけていくことが考えられる。

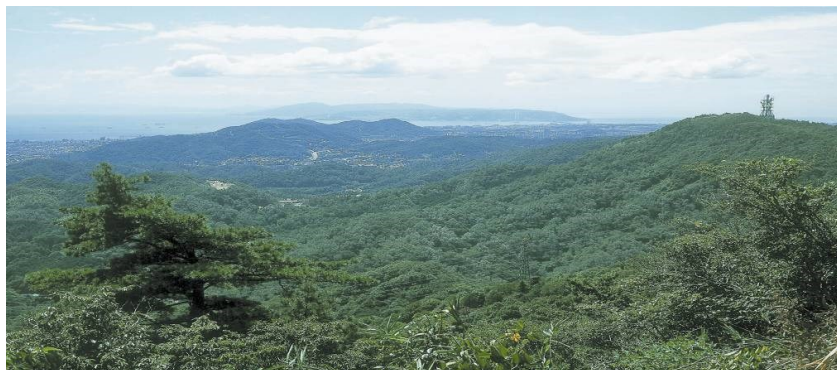
5 町村の区域内の緑地保全地域内における行為の規制又は措置の基準（基本方針抜粋）

現状凍結的な厳しい行為規制を課す必要がある重要な緑地の保全については、特別緑地保全地区等の行為の許可による規制を有する制度によるべきであり、緑地保全地域における行為の規制の程度は、少なくとも特別緑地保全地区等における許可の基準よりも緩やかなものとするべきである。他方、緑地としての機能、効用を著しく損なうおそれのある行為に対しては、必要な命令が行われるように基準が定められるべきである。

なお、既存建築物の敷地内における一定の基準の範囲内での建築等の行為、一定の基準の範囲内での農林業を営むため必要な行為、防災上の観点から必要な工作物の設置など地域において立地を認める必要性の高い特定の行為等については、基準を緩和することが望ましい。

【緑地保全地域制度】

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、市町村（2以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県）が都市計画に定め、届出・命令制による比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら緑地を保全



緑地保全地域のイメージ

6 特別緑地保全地区内における土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項（基本方針抜粋）

特別緑地保全地区は、都市計画区域内の緑地であって、特に良好な自然的環境を形成しているもので市街地及びその周辺地域に存するものについて指定するものである。

広域計画においては、第17条の規定による特別緑地保全地区内における土地の買入れについて、緑地の特性に応じて都道府県と市町村の役割分担を定めるとともに、買入れた土地の管理の方針を定めることが望ましい。特に、複数の市町村にまたがる大規模な緑地については都道府県を土地の買入れを行う者として定めることが考えられる。

買入れた土地については、例えば、樹木の整枝、枯損木処理に重点を置くこと、住民の自然とのふれあいの場として公開すること、動植物の生息地又は生育地となる空間を保全し生物多様性を確保すること等の保全・活用の方針や、住民、NPO法人、民間企業など多様な主体との連携による持続的な管理の方法、そのような管理活動を都市緑化基金の活用により支援する方策等をあわせて定めることが望ましい。

【特別緑地保全地区制度】

都市の良好な自然的環境を形成している緑地を市町村(10ha以上かつ2以上の市町村にわたるものは都道府県)が都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全

- 開発行為等が不許可とされ、土地の利用に著しく支障をきたす場合、土地所有者の申し出により、地方公共団体等が買入れ



特別緑地保全地区のイメージ

- 広域計画においては、策定に当たり幅広い意見を踏まえた議論がなされることが望ましいとされている。
- 既存の広域緑地計画等においては、行政内に設置した委員会等の審議、市町村や都道府県民の意見聴取、行政内担当部局との調整を経て策定された事例がある。

7 その他の広域計画の策定に関する基本的な事項（基本方針抜粋）

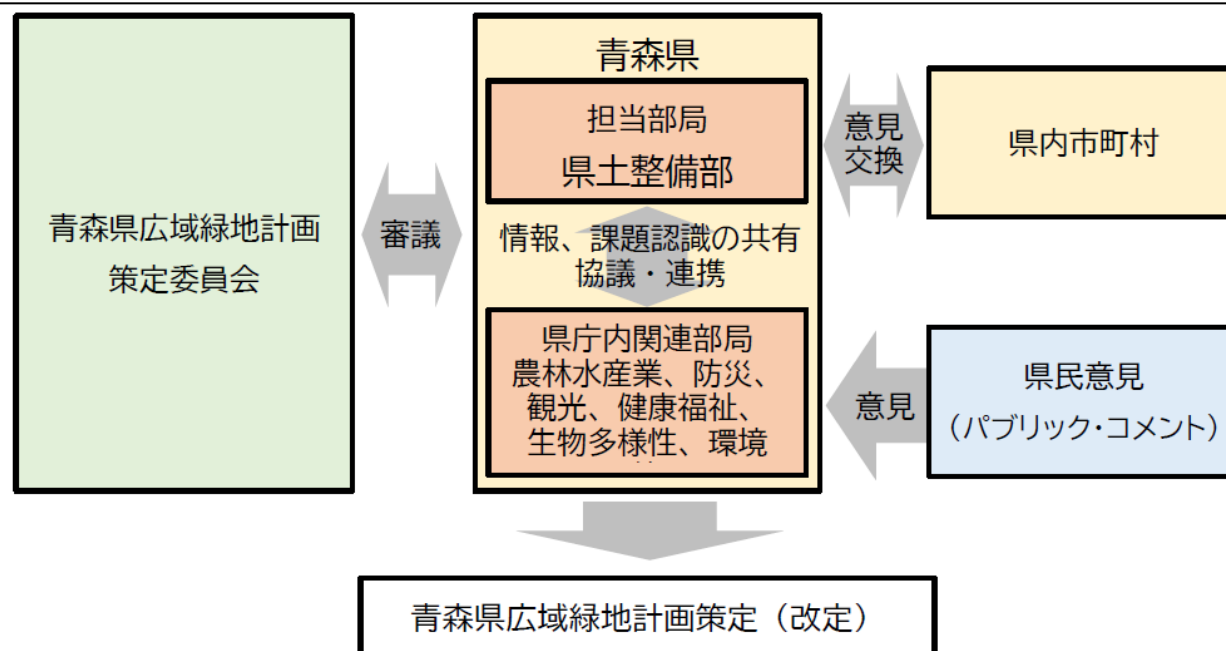
都市における緑豊かな生活環境の形成は、多様なステークホルダーの参加、協力を得て、市街地の大半を占める民有地における緑地の保全や緑化の推進を図ることにより実現されるものであることから、都市における緑地の保全及び緑化の推進の方針や施策等を定める広域計画の策定に当たっては、幅広い意見を踏まえた議論がなされることが望ましい。

また、各施策を効率的・効果的に推進し、都市の緑地の質・量両面の充実を図るためには市町村との連携が重要であることから、都道府県が広域計画を定め、あるいは変更を行おうとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないこととされている。

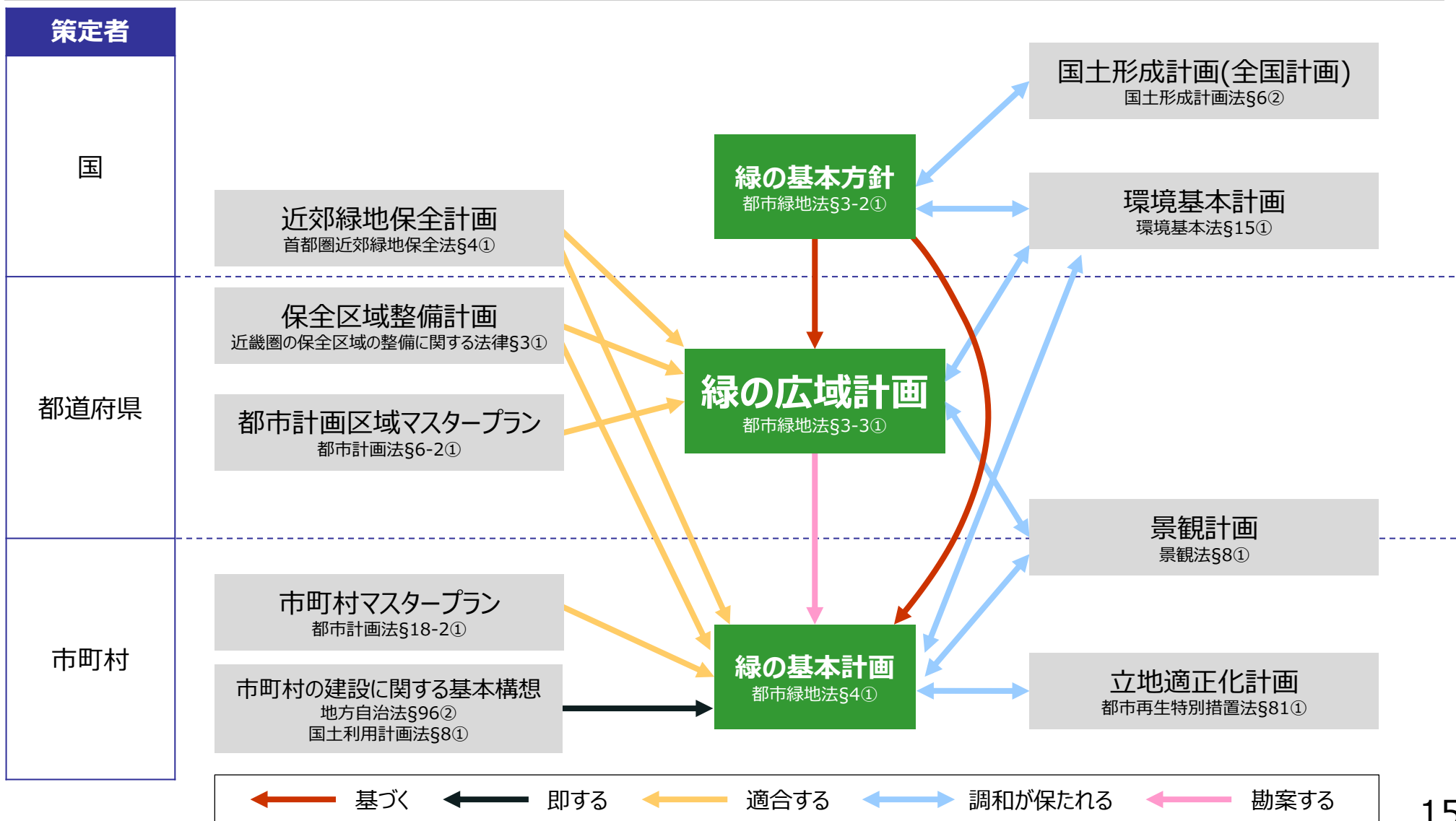
さらに、広域計画は、社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要が生じたときには、遅滞なく変更すべきであり、計画内容の充実に努めることが望ましい。

計画の検討体制の事例（青森県）

- 計画の策定に当たって、学識経験者、関係団体、市民等によって構成される「青森県広域緑地計画策定委員会」において審議。
- 全6回の策定委員会のほか、県と県内市町村との意見交換、県土整備部内及び庁内各部局との協議、県民意見を募るパブリック・コメント等により、幅広い意見を踏まえながら計画内容を検討。



- 都道府県の広域計画は基本方針に基づき策定され、市町村の基本計画は基本方針に基づくとともに広域計画を勘案して策定されることになっている。
- また、広域計画については、都市計画区域マスタープラン等への適合、環境基本計画・景観計画との調和が求められる。



都道府県等名	計画名	URL
北海道	北海道みどりの基本方針(2019)	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/kankyo_msp.html
青森県	豊かなみどりでつづる・青い森 青森県広域緑地計画(2023)	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/toshikei/kouikiriyokuchikeikaku.html
東京都	緑確保の総合的な方針(改定版)(2020)	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/
	新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)(2023)	https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/park/tokyo_kouen/shingikai/kouen0201
神奈川県	かながわ生物多様性計画 2024-2030(2024)	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t4i/cnt/f12655/p1042709.html
愛知県	愛知県広域緑地計画(2019)	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/koen/kouiki.html
三重県	三重県広域緑地計画(2011)	https://www.pref.mie.lg.jp/TOSHIKI/HP/66024018265.htm
大阪府	みどりの大阪推進計画(2009)	https://www.pref.osaka.lg.jp/o120030/midorikikaku/keikaku/index.html
	大阪府営公園マスタープラン(2019)	https://www.pref.osaka.lg.jp/o130140/koen/jigyou/fueikoenmasterplan.html
沖縄県	沖縄県広域緑地計画(2018)	https://www.pref.okinawa.jp/kensei/kencho/1000011/1017742/1017781.html